

平成20年12月26日

佐世保市緊急経済雇用対策本部における対策の骨子について

平成20年12月18日に設置した「佐世保市緊急経済雇用対策本部」において、下記の取り組みを行うことといたしましたので、お知らせいたします。

記

■ 目的

原油・原材料の高騰や米国に端を発した金融不安の拡大は、経済に急激な悪化をもたらしており、我が国を取り巻く情勢は大変厳しい状況となっております。

本市におきましても、本年度の負債総額1,000万円以上の企業倒産累計は、件数・金額ともに過去5年間の中で最悪の状況であり、企業の経営が急激に悪化しております。雇用情勢につきましても、有効求人倍率が今年に入ってから少しずつ悪化してきており、10月の有効求人倍率が0.52倍と前年同期比で0.15倍の下落となっております。

また、中小企業の資金繰り支援として今年10月31日から実施されている国の緊急保証制度につきましても、12月25日現在で476件（前年度17件）の認定を行っており、景気の悪化に伴う影響が明らかになっております。

本市におきましては、これらの課題解決に向け、副市長を本部長とする「佐世保市緊急経済対策本部」を設置し、市内企業及び市民の経済活動の安定化を図るため、下記のとおり対策骨子を取りまとめ、具体的な対策を順次実施することといたしております。

■ 対策本部の概要

- 1 名称 佐世保市緊急経済雇用対策本部
- 2 構成 本部長：川田副市長
副本部長：農水商工部長
本部長：企業立地・観光物産振興局長、企画調整部長、総務部長、財務部長、都市整備部長、土木部長、契約監理室長
- 3 事務局 農水商工部産業政策課
- 4 設置 平成20年12月18日

■ これまでの市の経済対策

燃油高騰対策として、平成20年2月に中小企業制度融資（緊急経営対策資金の対象拡大）、農漁業者に対する補助（融資の債務保証料補助）を創設し、高騰の負担軽減を図ることとしました。

その後、4月から中小企業融資制度の拡充（融資期間の延長7年→10年）、10月に融資要件の緩和（緊急経営対策資金／売上減少率5%以上→3%以上）を実施しています。

さらに安心安全・経済対策として、11月には緊急経営対策資金の融資枠の追加（5億円）、12月補正予算として国の総合経済対策に沿って安全安心対策としてAED設置、有害鳥獣対策など39,336千円を計上し、加えて市内中小企業の事業量確保と市民からの要望が強い生活関連施設の整備促進として市単独で2億円の公共事業費の追加を行ったところです。

10月31日からは中小企業の資金繰り対策として、国が対象業種を拡大した緊急保証制度への対応を行っており、12月25日現在で476件（前年度17件）の認定を行っており、卸・小売業や建設業の認定が多くなっています。

また、辻産業グループの会社更生手続き開始の申し立てに伴い、国から連鎖倒産防止保証の指定を受け対応を行っており、12月25日現在で11件の認定を行っています。

12月18日には「佐世保市緊急経済雇用対策本部」を設置しており、12月25日までに受けた相談件数は37件（金融相談が33件、雇用相談が3件、その他1件）となっています。

■ 対策の骨子

1 中小企業等に対する支援策

- ① 国の「セーフティネット保証制度（連鎖倒産防止）」を活用した市融資制度の見直し
佐世保市緊急経営対策資金（連鎖倒産防止資金）の融資利率を0.6%引き下げ1.4%とします。また、融資限度額を現行と別枠で2,000万円を確保します。

<実施時期>平成20年12月25日

【農水商工部商工課】

- ② 相談窓口の充実

本年は金融・雇用相談窓口を12月30日まで開設します。（1月は5日から開設します。）

日時：12月26日（8：30～19：00）

12月27日～12月30日（9：00～17：00）

※セーフティネット保証制度の受け付け、離職者の生活に関するご相談もお受けしております。

【農水商工部産業政策課・商工課】

2 公共事業の執行における弾力的運用

- ① 工事請負代金の前金払（請負代金の40%以内）の対象工事を請負金額300万円以上から130万円以上に緩和します。
- ② 工事請負代金の前金払に追加して、施工途中で請負代金額の一部（請負代金額の20%以内）をさらに「中間前金払い制度」として請求できる制度を新たに導入します。
- ③ 業務委託契約における前金払（契約金額の30%以内）の対象業務を契約金額300万円以上から130万円以上に緩和します。
- ④ 工事請負代金の支払いを工事契約約款（請求から40日以内）にかかわらず20日前後で支払います。（実施済み）

＜実施時期＞平成 21 年 1 月中旬頃

【契約監理室】

3 雇用及び離職者対策

- ① 一般求職者及び新規学校卒業予定者を対象とした就職面談会を開催いたします。

＜実施時期＞平成 21 年 1 月 23 日

【佐世保市地域雇用創造協議会（事務局農水商工部産業政策課）】

- ② 雇用先からの解雇等により、住宅の退去を余儀なくされた方の公営住宅への入居について、一定の要件に該当される場合に 10 戸を限度として市営住宅の使用を可能とします。

＜実施時期＞平成 20 年 12 月 24 日

※本年は離職者への住宅相談窓口を 12 月 30 日まで開設します。（1 月は 5 日から開設します。）

日時：12 月 26 日（8：30～19：00）

12 月 27 日～12 月 30 日（9：00～17：00）

【都市整備部住宅課】

4 西九州自動車道（武雄佐世保道路）の料金所一元化と料金引き下げ要請

西九州自動車道（武雄佐世保道路）の本線料金所撤去を含めた料金所一元化及び料金引き下げの早期実現に向けて、佐世保市を含めた県北 3 市 6 町で連携し、国土交通省、長崎県、西日本高速道路㈱へ要請を行っています。

＜実施時期＞ 未 定

・今までの経緯と今後の予定

H20.12.12 市長による西日本高速道路㈱九州支社長へ要請

H20.12.25 市長による長崎県知事、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長へ要請

H21. 1.13 3 市 6 町による国土交通省九州地方整備局長、西日本高速道路㈱九州支社長へ要請予定

【土木部道路建設課】

■ 今後の対策の基本的な考え方

景気後退や雇用の悪化が顕著になる中、国は 3 年以内での景気回復をめざすとしているが、佐世保地域はさらに厳しいものとなる可能性があります。

景気後退は地域の活力を削ぐとともに、税の減収をはじめ行財政運営にも大きな影響を与えることから、生活対策、地域活性化のために必要な緊急対策をできる限り早期に実行します。

また、将来やらなければならないことを選び出し、できる限り前倒しするよう努めます。

1 中小企業対策

- ① 中小事業者の仕事量確保
- ② 金融対策

2 生活対策

- ① 安全安心対策
- ② 定額給付金（地域クーポン「させぼ振興券（仮称）」との連携）

3 地域活性化

- ① 地域クーポン「させぼ振興券（仮称）」（定額給付金との連携）

当面の対策／国の2次補正対応

定額給付金のほか国の施策を積極的に活用しながら市域での消費拡大、公共事業発注、中小企業の資金繰り対策を基本に緊急対策を講じます。

■ 個別事業のお問い合わせ先

農水商工部産業政策課・商工課（Tel24-1114）

契約監理室（Tel24-1111 内線 3202）

都市整備部住宅課（Tel24-1111 内線 2809、12/27 以降は 25-9625）

土木部道路建設課（Tel24-1111 内線 2960）

佐世保市地域雇用創造協議会（Tel80-1769 農水商工部産業政策課内）

以 上